

【千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号）】

（運転経歴証明書の申請等）

- 第19条の2** 証明書の交付申請、証明書の記載事項の変更届出及び証明書の再交付申請は、運転経歴証明書交付・再交付申請書・運転経歴証明書記載事項変更届出書（別記第11号様式の3）を公安委員会に提出して行うものとする。
- 2 証明書の交付申請をしようとする者が自ら現に受けている免許に係る免許証を提示して免許の取消し申請を行うと同時に、前項に規定する運転経歴証明書交付申請書を運転免許課長等を経て提出した場合は、当該運転経歴証明書交付申請書には、申請用写真の添付を要しない。
- 3 第1項の運転経歴証明書再交付申請書を運転免許課長等を経て提出する場合において、施行規則第30条の13第1項第2号から第5号までに該当するときは、当該運転経歴証明書再交付申請書には、申請用写真の添付を要しない。ただし、運転経歴証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、この限りでない。
- 4 公安委員会は、第1項に規定する運転経歴証明書交付・再交付申請書を受理したときは、運転経歴証明書を交付し、又は再交付するものとする。

第11号様式の3

運転経歴証明書交付・再交付申請書

運転経歴証明書記載事項変更届出書

1. 新規申請 2. 再交付申請 3. 記載変更

千葉県公安委員会 殿

年 月 日

太
枠
の
み
記
入
し
て
く
だ
さ
い。

フリガナ															
氏名															
生年月日	1	2	3	4	年	月	日	性別	1	2					
	明治	大正	昭和	平成					男	女					
住所											電話番号 ()				
交付年月日	年 月 日										—1. 2. 3				
照会番号															
免許証番号 (経歴証明書番号)															
種別	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	けん 引 二
公安委員会	有効	年 月 日										公安委員会			

写真貼付欄

変更がある方のみ記載してください。

記載 変更	フリガナ													
	新氏名													
	新住所													

【道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）】

（運転経歴証明書の記載事項等）

第三十条の十一 運転経歴証明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 運転経歴証明書の番号
 - 二 運転経歴証明書の交付を受けた者が法第百四条の四第二項の規定により取り消された日又は免許証の有効期間が満了する日において受けていた免許の年月日及び種類
 - 三 運転経歴証明書の交付年月日
 - 四 運転経歴証明書の交付を受けた者の住所、氏名及び生年月日
 - 五 運転経歴証明書の交付を受けた者の法第百四条の四第二項の規定により取り消された日又は免許が失効した日前五年間の自動車等の運転に関する経歴
- 2 運転経歴証明書の様式は、別記様式第十九の三の十のとおりとする。
 - 3 運転経歴証明書には、当該運転経歴証明書を交付した公安委員会の名称及び公印の印影並びに当該運転経歴証明書の交付を受けた者の写真を表示するものとする。
 - 4 運転経歴証明書に記載されている別表第二の二の上欄に掲げる略語は、それぞれ同表の下欄に掲げる意味を表すものとする。

（運転経歴証明書の記載事項の変更の届出）

第三十条の十二 運転経歴証明書の交付を受けた者は、前条第一項第四号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに住所地を管轄する公安委員会（公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更したときは、変更した後の住所地を管轄する公安委員会）に届け出て、運転経歴証明書に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

- 2 前項の届出は、都道府県公安委員会規則で定める届出書を提出して行うものとする。
- 3 第一項の届出をしようとする者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示しなければならない。
 - 一 住所を変更した者 住民票の写しその他の住所を確かめるに足りる書類
 - 二 氏名を変更した者 住民票の写し（住民基本台帳法の適用を受けない者である場合にあっては、旅券等）

（運転経歴証明書の再交付の申請）

第三十条の十三 運転経歴証明書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の住所地を管轄する公安委員会に都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書再交付申請書を提出して運転経歴証明書の再交付を申請することができる。

- 一 運転経歴証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したとき。

- 二 前条第一項の規定による届出をしたとき。
 - 三 運転経歴証明書の備考欄に前条第一項に規定する変更に係る事項の記載を受けているとき。
 - 四 運転経歴証明書に表示されている写真を変更しようとするとき。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、公安委員会が相当と認めるとき。
- 2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類及び写真（都道府県公安委員会規則で定める場合にあつては、第一号に掲げる書類）を同項の運転経歴証明書再交付申請書に添付しなければならない。
- 一 当該申請に係る運転経歴証明書（当該運転経歴証明書を亡失し、又は滅失した場合にあつては、その事実を証するに足りる書類）
 - 二 申請用写真

【道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）】

（運転経歴証明書の交付）

第三十九条の二の五 法第百四条の四第六項の規定による運転経歴証明書の交付は、同条第五項の規定による申請をした日前五年以内に同条第二項の規定により免許を取り消され、かつ、現に受けている免許がない者に対して行うものとする。